

神戸市告示第621号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

令和7年3月27日

神戸市長 久元喜造

- 1 指定する区域  
東灘区本山南町5丁目8番1の一部  
(別図のとおり)
- 2 特定有害物質の名称  
鉛及びその化合物

別図

